

優良木質建材等認証規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本住宅・木材技術センター（以下「センター」という。）が定める認証業務品質マニュアル（HW-U 1011）に基づき、優良木質建材等の認証に関し必要な事項を定めることによりその普及を促進し、もって消費者に対し安全性及び居住性の優れた木質建材等の供給の確保を図ることを目的とする。

(認証の対象)

第2条 認証の対象は、製材、集成材、合板等の木材、その他木質材料等（複合材料を含む。）を用いて製造され、第3条に規定する品質性能評価基準の定められた品目（以下「認証対象品目」という。）に該当する製品とする。

(認証対象品目及び品質性能評価基準)

第3条 センターは、認証を行おうとするときは、あらかじめ、認証対象品目及び当該品目に係る品質性能評価基準を定めるものとする。

ただし、すでにJAS（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条の規定に基づいて公示された規格をいう。）が制定されている農林物資の種類に相当する品目については制定しないものとする。

- 2 前項の認証対象品目及び当該品目に係る品質性能評価基準の制定又は改廃をしようとするときは、第11条第1項に規定する優良木質建材等認証規格委員会（以下、「規格委員会」という。）の意見を徴するものとし、制定又は改廃の結果についてはこれを公表するものとする。
- 3 認証対象品目は、別途定める認証対象品目一覧によるものとする。

(申請者)

第4条 この規程により認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請する製品を製造又は販売する者とする。

- 2 国外からの申請の場合は、申請者は国内に申請代理人を置くことができる。
- 3 前各項による申請者又は申請代理人は、センターとのこの規程に基づく連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ・苦情等への対応を適切に行う者であること。

(認証の申請)

第5条 この規程により、新たに認証を受けようとする者は、優良木質建材等認証申請書（様式1）を所定の時期にセンターに提出するものとする。

- 2 認証の有効期間満了に伴い当該認証製品について、引き続き認証を受けようとする者は、優良木質建材等認証申請書（様式1）を所定の時期にセンターに提出するものとする。
- 3 申請に必要な事項については、別途定める優良木質建材等認証実施要領によるものとする。

(認証)

第6条 センターは、前条による認証の申請があった場合には、当該申請に関し、次の各号について審査し、認証の適否を決定するものとする。

- 一 品質性能評価基準への適合性
- 二 当該製品の品質管理等製造状況と品質の安定性
- 三 需要者等からの苦情等への対応措置

2 前項の審査は次の方法により行う。

- 一 申請書類等審査
- 二 製造工場等における品質管理等の製造状況の調査

3 認証の適否の決定にあたっては、第 11 第 2 項に規定する優良木質建材等認証審査委員会(以下「審査委員会」という)の意見を徴するものとする。

4 認証は、センター理事長が認証書(様式 2)を交付して行い、認証書には、当該申請が第 1 項を満足していることを証する内容を記載し、発行するものとする。

5 認証書を交付したときは、認証の結果を公表するものとする。

6 第 1 項の決定が認証に値しないとした場合には、当該申請者に対し、認証しない旨を通知するものとする。

(認証の有効期間)

第 7 条 認証の有効期間は、原則として認証の日から起算して 3 年間とする。

(変更の申請)

第 8 条 認証の取得者(以下「認証取得者」という。)はその認証の有効期間内に認証に係る内容に変更が生じた場合には、その内容を記載した優良木質建材等認証変更申請書(様式 3)を速やかに提出し、別に定める審査を受けなければならないものとする。

(認証の失効)

第 9 条 次のいずれかに該当する場合には、当該認証は失効する。

- 一 認証取得者から認証製品の供給を中止する旨の届け出があったとき
- 二 認証期間満了に伴う更新を行わなかったとき
- 三 認証取得者が破産し、復権を得ないことが判明したとき
- 四 第 16 条の規定により認証取り消しの措置を受けたとき

2 認証が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページ等の認証一覧から削除するものとする。

(表示)

第 10 条 認証取得者は、認証製品及びその包装に原則として認証マーク、認証番号その他の表示をしなければならない。

2 前項の表示方法は、センターが別途定める優良木質建材等表示基準によるものとする。

(委員会)

第 11 条 センターは、優良木質建材等に関する規程類・認証対象品目・品質性能評価基準の制定又は改廃に係る審議を行うため、学識経験者、製造者及び消費者等により構成する規格委員会を設置するものとする。

2 センターは、優良木質建材等に関する認証申請に係る審査を行うため、中立的立場の学識者で構成する審査委員会を設置するものとする。

3 委員会の運営に関する必要事項は、別途定める優良木質建材等認証委員会運営要領によるものとする。

(登録試験検査機関)

第 12 条 センターは、申請製品の品質性能データの第三者性を担保するため、品質性能評価基準に基づく試験及び検査を実施できる機関を登録し、公表するものとする。

(サーベイランス)

第13条 センターは、認証の有効期間中に、認証製品に関して品質管理帳票の調査ならびに品質性能評価基準に基づく試験及び検査（以下「品質管理状況調査」という。）を行うものとする。

- 2 センターは、認証製品に対する信頼を確保する観点から、市販されている認証製品を任意に買い上げ、その品質性能の検査（以下「市販認証品検査」という。）を随時行うことができるものとする。
- 3 センターは、品質管理状況調査、市販認証品検査等において、認証製品の製造に関し疑義のある場合には、当該製品に関する資料の提出を求めることができる。又、必要に応じ製造工場への立ち入り調査を行うことができるものとする。

(警告措置)

第14条 センターは、第13条に基づく調査等の結果、認証取得者がこの規程に定める義務に違反していることが判明した場合、警告を発し、所定の措置を指示することができるものとする。

(認証の一時停止)

第15条 センターは、第13条に基づく調査等の結果、認証製品の品質性能が認証の要件を満足しないことが判明した場合、当該製品の認証を一時停止することができる。

- 2 センターは、前項により認証を一時停止するときは、その旨を当該認証取得者に通知するとともに、所定の措置を指示するものとする。

(認証の取り消し)

第16条 センターは、第14条又は第15条の規定により警告措置又は認証の一時停止を受けた者が所定の措置の指示に従わなかった場合、当該製品の認証を取り消すことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定に基づき認証を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該認証を受けた者に対しその旨通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合は、その機会を放棄したものと見なすものとする。
- 3 センターは、認証の取り消しを行った場合は、これをホームページ等で公表するものとする。
- 4 センターは、第1項の規定に基づき認証の取り消しを受けた者が、当該製品について新たに認証の申請をする場合は、認証の取り消しを受けた日から起算して3年間は、当該申請書を受理しないものとする。

(不適合品流通等の状況の公表)

第17条 センターは、この規程による認証の要件を満足しない製品が認証マークを付して製造され又は流通されているなど、認証事業の推進に支障が生じると判断したときは、その状況を公表することができるものとする。

(資料の提出及び調査)

第18条 センターは、認証製品の品質性能・生産等の状況を把握するため、必要に応じ資料の提出を求めることができるとともに、製造工場及び使用現場等での調査を行うことができるものとする。

- 2 この規程により認証を受けた者は、前各項の規程に基づきセンターが行う資料の提出要請又は調査に応じなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 第11条の審査委員会の委員及びセンターの役職員であった者は、この規程に基づく認証の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(苦情処理)

第20条 センターは、認証製品及び認証に関する異議申し立て、苦情及び紛争について、必要な処理を行うものとする。

2 前項の処理に必要な事項は、別途定める苦情処理業務要領によるものとする。

(雑則)

第21条 センターは、この規程に基づく業務の推進に必要な事項については、別に定めるものとする。

(付則)

1 この規程は令和4年8月5日から施行する。

2 この規程の施行の際、既に旧規程に基づく認証を受けている場合には、その認証の有効期間中はこの規程により認証されているものと見なし、この規程を準用する。

3 この規程の施行の際、既に旧規程に基づく認証の申請を行った場合には、その申請の認証は旧規程によることとする。なお、旧規程による認証の有効期間中はこの規程により認証されているものと見なし、この規程を準用する。

制定	平成 7年	4月10日	住木技発7	第 57号
改正	平成13年	10月18日	住木技発13	第203号
改正	平成16年	6月15日	住木技発16	第114号
改正	平成25年	4月16日	住木認発25	第 38号
改正	平成27年	6月 4日	住木認発27	第 83号
改正	令和 4年	6月 6日	住木認発	64号